

## 三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (蓮本一朗議員・第2回)

- 日 時 令和3年12月9日 午後2時00分～午後2時07分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴  
副委員長 溝川幸二  
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、  
長島ひろみ議事グループリーダー

- 
- 委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。  
お手元の次第のとおり、本日は調査請求の適否についての審査に入ります。  
まず、適否に関する議論をするために、請求者や当該議員に聴取を行う必要があるかの協議をしたいと思います。  
皆様のご意見をお願いいたします。
- 委員 資料がたくさん出されております。資料だけで十分判断できると思います。
- 委員 私も、添付書類の資料から判断できると思います。
- 委員 私も、両委員と同じで、資料を読ませていただいて分かりますので。
- 委員 調査請求書と資料が24ページですか、膨大で、文章は読みましたけれど分からない点があります。特に、調査請求書の(3)調査請求の対象となる事由の内容というので、最初のほうですね。「職業詐称の事実が発覚し、改めて神奈川県行政書士会から文書で注意勧告を受けた」というところなんですけれども、その辺のところがちよっと分からないというのがあります。この資料だけでは分からないというので、できれば請求者、そして当該議員・蓮本議員から内容を聴取したいというふうに思います。
- 委員 今、言われたことと大体同じなんですけれども、私としても少し請求者あるいは当該議員の方からお話を聞かせていただいて、確認も含めてお話を頂いて、その上で請求書が、この審査が適なのか否なのかを判断したいと思いますので、両者に事情を聞きたいと考えています。
- 副委員長 今頂いております資料がたくさんありますので、この中を熟読させていただければ、聴取の必要はないと思っております。
- 委員長 今、各委員からご意見を頂きましたが、聴取をしないで資料で適否を判断する、また、聴取をしてそれで判断するというふうに意見が分かれているようですので、各委員さんのほうで

改めてご意見あれば伺いたいのですが。

○委員　私は、請求者、当該議員両方から意見を聞きたいということなんですけれども、やはり政治倫理審査会で判断をするということでは、判断材料が十分に揃っていたほうが適正な判断ができると思うんですよ。なので、文章でもありますけれど、なかなか文章だけだとニュアンスだとか中身について十分分かるのかというのに疑問を持ちます。なので、2人から聴取をして内容を深めて、この調査請求が適か適じゃないかというのを判断したいというふうに思います。

○委員長　他に。（「なし」の声あり）　よろしいですか。

今、皆さんのほうから改めてご意見を聞きましたけれども、意見の一致を見ることがないので、したがって、この部分については採決によって決定をしたいと思います。

採決は、聴取を行うことについての賛否をとることにいたします。なお、挙手採決により行いますが、挙手のない者は反対するものと見なしますので、ご了承お願いいたします。

それでは、お諮りいたします。調査請求の適否の決定のため、事前の聴取を行うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手少数であります。したがって、聴取は行わないものと決しました。

続いて、適否に関する協議を行いますが、このことについてはご意見ございますか。

○委員　請求者、当該議員からの話を聞けないということなので、いま一度、請求書、そして資料を精査したいので、時間を頂ければありがたいなというふうに思います。

○委員　同じく、今、両者からのお話が聞けずということが決まりました。したがって、私ももう一度……もう一度と言わず何度もこの資料を読ませていただいて、慎重な判断を下したいと思いますので、少しお時間を頂ければと思います。

○委員長　ただいまご意見がございましたので、本日の審査はここまでといたしまして、次回、改めて適否についての議論を進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）　それでは、本日の協議は以上で終了いたします。

次回の開催日時については、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。